

新型コロナ感染症 集団感染予防対策

第1 乙は、感染源を絶つために次の方法により、発熱（37.5℃以上を目安とし、個々の平温時との体温上昇状況で判断する。）等の風邪の症状等（風邪の症状だけに関わらず、嗅覚、味覚障害等がみられる場合も含む）がみられる訓練生については、自宅で休養させること。講師等についても同様の対応とすること。

- ① 訓練生に対し、毎朝の検温及び風邪症状の報告を実施させること。
- ② 出席前に確認できなかった訓練生については、教室等の訓練実施現場の入室前に検温の実施及び風邪症状の確認すること。

第2 乙は、感染経路を絶つために以下の対策を行うこと。

- ① 訓練生及び講師等の手洗い、マスク着用を徹底を実施すること。
- ② 教室やトイレなど訓練生等が利用する場所のうち、特に多くの訓練生等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、適宜、消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つこと。

第3 乙は、集団感染のリスクへの対策を以下のとおり行うこと。

- ① 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底すること。
- ② 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮すること。
- ③ 訓練生及び講師等に近距離での会話や大声での発声をできるだけ控えるよう指導すること。

第4 乙は、出席停止等の扱いについて以下のとおり行うこと。また訓練生の出席停止の対応を行った場合は、甲と出席停止期間等について協議すること。

- ① 訓練生に対し、発熱等の風邪の症状等がみられるときは、出席前に連絡し、出席の是非について乙に確認するよう指導すること。
- ② 重症化リスクの高い訓練生（糖尿病、心不全、呼吸器疾患の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方は、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすいとされています。）について把握し、地域の感染状況を踏まえ、通所等における感染リスク低減のため、親族等と連携して出席等について配慮すること。
- ③ 訓練生等の感染が判明した場合又は訓練生等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、当該委託訓練の休講及び訓練の継続等について、甲と協議すること。
- ④ 訓練生における感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別が生じないように配慮すること。

第5 乙は、知識・技能習得及び実践能力習得訓練コース及び実践能力習得訓練コースにおける事業所現場を活用した訓練を実施する場合は、実施先事業所と連携し、第1～第4と同等の対応を講じること。

第6 甲は、必要と認めるときは、乙の訓練の実施現場等に立ち入り、感染症予防の方策に関する立入調査又は乙に対して報告を求めることができる。